

第45号議案

千寿桜堤中学校新築電気設備工事請負契約
上記の議案を提出する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

千寿桜堤中学校新築電気設備工事請負契約
千寿桜堤中学校新築電気設備工事実施のため、下
記の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 千寿桜堤中学校新築電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 196,350,000円
- 4 契約の相手方 東京都足立区足立四丁目8番3号
鈴木・丸光建設共同企業体
代表者 株式会社鈴木電気商会
代表取締役 鈴木 雄一
- 5 工 期 契約締結の翌日から平成17年
2月28日まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、指名競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

第46号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の4項を加える。

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下本項及び次項並びに第20条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第20条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて